新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

投票の手続きについて

特例郵便等投票をするために投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた方は、以下の方法により投票用紙等を返送いただく必要があります。

①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名を記載してください。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんで手洗いやアルコール消毒をしてください。
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋をつけるようにしてください。

②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名していくください。

③外封筒をさらに恩納村選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に〇を付けてください。

④返信用封筒を更に恩納村選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明ケース等に封入し、表面にアルコール消毒液を吹きかけて拭き取る等により消毒してください。そのうえで、同居人、知人等（患者ではない方）に投函を依頼してください。

※日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください。（忘れず速やかに投函してください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※濃厚接触者の方がポストに投函することは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。

※法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うにあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第５条）。